

ヤマハソアリングクラブ会則

第一章 総 則

第1条 名 称

本クラブはヤマハソアリングクラブと称する。

第2条 目 的

本クラブは、グライダー・モーターグライダーの飛行訓練を通じ航空知識の習得と、地域におけるスポーツ航空の健全な育成、拡大を計ることを目的とする。

第3条 活 動

本クラブは、前条の目的を達成する為、次の活動を行う。

- グライダー・モーターグライダーの飛行訓練
- 航空機運行の為の学科講習会
- 機材の整備・保守
- 機関紙等の発行
- 他のスポーツ航空団体との交流
- その他、前条の目的を達成する為に必要な活動

第4条 組 織

本クラブは運営組織として理事会と指導部会を設ける。

第二章 会 員

第5条 資 格

本クラブの会員は、正会員と準会員から成り、各会員の資格と権利義務は以下の通りである。

正会員 資 格：ヤマハ関連会社の従業員及びOBと、その家族であって、スポーツ航空を愛し
第2条の主旨に賛同し第3条の活動が出来る人とする。

権利義務：総会における議決権を持ち、また総会の承認により理事になることができる。

技能に応じてクラブが所有する機体で飛行する事が出来る。

クラブ所有機材の維持整備作業、及びクラブ運営の為の諸活動に参加する
義務を負う。

準会員 資 格：ヤマハの協力会社の従業員か、その他公共の認める航空関係のクラブに所属
する人、又はその他本クラブに貢献出来る人で、理事会で承認されれば準会
員として本クラブに在籍出来る。

権利義務：総会における議決権が無くまた理事になることは出来ないが、他は正会員と同
一の権利義務を持つ。

第6条 入 会

入会に当たっては以下の書類を提出し、運営細則に定める入会金を納入するものとする。

入会申込書

振込依頼書

誓約書（本人の意思及び責任に基いて自主的な活動を行なう）

第7条 会 費

会員は運営細則に定める会費を納入しなければならない。

第8条 退 会

退会にあたっては、退会届けを提出しなければならない。

第8条の1 休会

運営細則に定める場合を除き、原則として休会の扱いは行わない。但し理事会で認めた場合はその限りでない。

第9条 除 名

会費の滞納や、会員としてふさわしくない行為等が有った場合、理事会は注意を促し、それでも改善が見られない場合は除名することが出来る。

第三章 総 会

第10条 本クラブは、最高の意志決定の場として全正会員の出席する総会を設ける。

第11条 開 催

定例総会は、毎年一回クラブの会計年度の最初の月に開催しなければならない。その他必要に応じて、臨時総会を開催することが出来る。

第12条 招 集

定例総会は部長が招集し理事会により運営される。

臨時総会は理事会の決議又は、正会員の3分の1以上の要請が有れば開催出来、部長により招集されるものとする。

第13条 総会の成立

総会は、在籍正会員の2分の1以上の出席を必要とするが、本人が出席出来ない場合、理事会宛の委任状をもって、これを代行することが出来る。

第14条 議 決

総会における議事は、出席正会員の過半数をもって決する。

第15条 審議事項

総会に於いては、以下の事項を審議し承認する。

理事会より報告される旧会計年度の会計報告及び活動結果報告

理事及び理事会役員の改選、任命、および罷免。

理事会より報告される新会計年度の会計予算及び活動計画。

理事会で旧年度中に制定された運営細則の承認又は廃棄。

指導部会より報告される旧会計年度活動結果報告。

指導部会役員の改選、信任、および罷免。

指導部会より報告される新会計年度の活動計画。

本会則の改訂。

その他クラブの運営に必要な事項。

第四章 理 事 会

第16条 使 命

クラブの維持発展を長期的な展望も含めて考え、これに基づいた活動方針を立案する。

この立案した活動方針を実施出来るように、クラブを率先指導する。

第17条 招 集

理事会は部長が招集し、主宰する。

第18条 構 成

理事会には部長1名、副部長2名、会計1名、監査役1名から成る役員及び理事を置くものとする。

第19条 選 出

理事及び理事会役員は、総会に於いて正会員の中から過半数の信任により選出される。

第20条 任 期

理事及び理事会役員の任期は2年とし、再選を妨げない。

第21条 理事及び役員の任務

部長：理事会を主宰し、本クラブを代表する。また会社との折衝に当たる。

副部長：部長を補佐し、部長不在の場合これを代行する。

会計：クラブの年度予算を立案し、経費を管理する。

監査役：クラブの会計の監査を行なう。

理事：各運営業務を個別に担当し、運営委員と共に活動を推進する。

第22条 理事会の任務

理事会は以下の件を審議し、実行する。議決は原則として全員一致で行なう。

他の団体との交渉方針の決定。

全ての経費の決裁。

運営委員の選出。

運営業務の計画、決定及び推進。

運営細則の制定

総会の開催と運営

準会員の承認

会員の除名

その他クラブ運営に必要な事項

第23条 議事録

理事会が開催された場合その決定を公にする為に議事録をとっておかなければならない。

第24条 告 知

理事会の決定事項のうち、以下の件に関しては、その実施に先立って会員にその内容を告知しなけ

ればならない。

総会の開催

運営細則の制定や改訂、及び廃止

準会員の承認

会員の除名

第五章 運営委員

第25条 委員と担当範囲

クラブの諸活動をスムーズ且つ安全に運営するため、以下の運営委員を置く。

涉外 本クラブ並びに関連団体の運営の為外部との折衝に当たる。

機体担当委員 グライダーやモーターグライダー等の機体に関して維持整備を行なうが、各機体毎に担当委員を設置する。

担当範囲としては移動用トレーラーやそれに類する機材に関しても該当する機体の担当委員が維持管理を行なう。

ワインチ担当委員 ワインチとその台車、及びその他の車両の維持整備を行なう。

パラシュート、索及びそれらの修理工具等の維持管理も行なうものとする。

また、ワインチマンの養成と認定を行なう。

無線機材担当委員 各機体に搭載している無線機器とその他の無線機器全ての整備点検、及び定期検査対応を行なう

イベント担当委員 大掛かりなイベントを行なう場合そのイベント担当の委員を臨時に置く事が出来る。

滑走路整備担当委員 滑走路整備の計画、推進を行なう。

第六章 指導部会

第26条 使命

指導部会はクラブ員の技能及び航空知識向上の為の諸活動を行なう。

第27条 招集

指導部会は指導部長が招集し主宰する。

第28条 構成と役割

指導部会は本クラブの正会員である教官をもって構成し、以下の役員を置く。

指導部長 指導部会を招集し主宰する。

第29条 役員の選出

総会に於いて議決権を持つ者の過半数の信任で選出される。理事会役員との兼任は妨げない。

第30条 役員の任期

役員の任期は2年とし、再選を妨げない。

第3 1条 指導部会の任務

会員の教育に関わる事項の計画及び指導。
会員のライセンス取得の為の計画及び指導。
第5条に述べる技能の認定。
安全運行の為の計画及び指導。
航空機運行に関する決定。
航空法並びに関係情報に基づく諸計画及び指導

第七章 運営細則

第3 2条 制 定

クラブの活動に必要な事項で本会則に規定されていない事に関しては、理事会は必要に応じて運営細則を制定し、実行しなければならない。
改廃も同様に理事会に於いて実施する。

第3 3条 有効期間及び承認

新たに制定した運営細則は理事会で決定後、全会員に告知した時点から有効となり、次の総会まで効力を維持する。
次の総会でこれが承認を得られれば、その後も継続して有効となる。

第3 4条 告 知

制定された運営細則は理事会で決定後1週間以内に全会員に告知しなければならない。

第3 5条 制定事項

以下の項目に関しては運営細則を制定しなければならない。

入会金及び部費
各機体の搭乗費
会員以外の扱いに関する諸条件

第3 6条 例外の処理

本会則及び運営細則に規定されていない事項について緊急の事態が発生した場合は、部長又は副部長又は主任教官の判断で処理を行ない、事後に理事会の承認を得る。

第八章 顧 問

第3 7条 本クラブは顧問若干名を委嘱する。

第九章 会計年度

第3 8条 本クラブの会計年度は、毎年1月1日から12月31日迄とする。

付 則

施行 昭和60年11月22日

改訂 平成7年1月28日

改訂 平成10年3月21日

改訂 平成11年1月28日